

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件 五三
- 大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定により変更の届出があった件 五三
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 五三
- 遊漁規則について認可した件二件 五九
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 五九
- 道路の区域を変更する件三件 五九
- 道路の供用を開始する件 五九
- 公 告
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 五九
- 福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件 五九

告 示

福島県告示第六百五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年九月十一日から平成二十八年一月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
アピタ会津若松店 福島県会津若松市神指町大字南四合字幕内南百五十四番ほか
変更した事項
- 二 大規模小売店舗の所在地
（変更前）福島県会津若松市神指町大字南四合字幕内南百五十四番地ほか
（変更後）福島県会津若松市神指町大字南四合字幕内南百五十四番ほか
変更した年月日
平成二十五年六月十日
- 三 届出年月日
平成二十七年八月二十七日
- 四 届出をした者
ユニー株式会社

（商業まちづくり課）

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県告示第六百五十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年九月十一日から平成二十八年一月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
アピタ会津若松店 福島県会津若松市神指町大字南四合字幕内南百五十四番ほか
- 二 変更しようとする事項
- 1 駐車場の収容台数
（変更前）千三百七十五台
（変更後）千百八十九台
- 2 駐輪場の位置
（変更前）別紙図面のとおり
（変更後）別紙図面のとおり
- 3 駐輪場の収容台数
（変更前）三百四十五台
（変更後）二百十三台
- 三 変更しようとする年月日
平成二十八年四月二十八日
- 四 届出年月日
平成二十七年八月二十七日

五 届出をした者

ユニー株式会社

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百五十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年九月十一日から同年十月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン西若松 福島県会津若松市住吉町二百八十二番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百五十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年九月十一日から同年十月十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル郡山横塚店 福島県郡山市横塚二丁目二百番地一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百五十九号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の規定により、南会津西部非出資漁業協同組合内共第二十五号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について平成二十七年九月一日次のとおり認可した。

平成二十七年九月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 漁業権者の名称及び住所
南会津西部非出資漁業協同組合 南会津郡南会津町山口字堀田七百七十番地一
- 二 漁業権の免許番号 内共第二十五号(伊南川)
- 三 変更の内容
第七条第一項の表いわな、やまめ、うぐいの項中「一、〇〇〇円」を「一、一〇〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、六〇〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、五〇〇円」に改めた。
- 四 変更後の遊漁規則の施行日 平成二十八年一月一日

(水産課)

福島県告示第六百六十号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の規定により、伊北地区非出資漁業協同組合内共第二十七号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について平成二十七年九月一日次のとおり認可した。

平成二十七年九月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 漁業権者の名称及び住所
代表者 檜枝岐村漁業協同組合 福島県南会津郡檜枝岐村字下ノ原八百七十一番地一
伊北地区非出資漁業協同組合 福島県南会津郡只見町大字只見字新屋敷千六百十九番地の九
魚沼漁業協同組合 新潟県魚沼市市佐梨千五百番地十六
- 二 漁業権の免許番号 内共第二十七号(大島湖・奥只見湖・只見川)
- 三 変更の内容
第二条第二項中「第十一条」を「第十二条」に改め、同条第三項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改めた。
第十一条を第十二条とし、第六条から第十条までを一条ずつ繰り下げた。
第五条第三項中「第七条第二項」を「第八条第二項」に改め、同条を第六条とした。
第四条を第五条とした。
第三条第一項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加えた。
(キャッチアンドリリース区間の設置及び採捕尾数の制限)

第三条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間においては、採捕の尾数を五尾以内とし、五尾を超えた場合はその場で放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
いわな、やまめ	組合が別に定めて公示した区域	四月二日から九月三〇日まで

2 前項の公示は、第八条第二項に定める場所に掲示してするものとする。
 四 変更後の遊漁規則の施行日 平成二十七年九月一日。ただし、第二条の次に次の一条を加える改正規定は、知事が別に定める日。

(水産課)

福島県告示第六百六十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
 平成二十七年九月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 一 いわき市渡辺町中釜戸字二ノ作四六の三、四七の一、四七の二、四八、四九、五〇の一、五〇の二、五一から五四まで、渡辺町上釜戸字上ノ代二四五の二・二四五の一八(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施設要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (2) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 二 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 一 いわき市小名浜林城字塚前九五から九七まで、泉町滝尻字砂井田二二の二、永崎字大平四九、五〇の一、五〇の二、字川畑一〇五の二
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - 三 変更後の指定施設要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度

で

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。〕
 (森林保全課)

福島県告示第六百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成二十七年九月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十七年九月十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の別	変更後の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
一般国道二八八号	郡山市富久山町久保田字本木八七番地先から同 市富久山町久保田字我妻九九番地先まで	変更前	変更後	A 八・七 九・一	一一〇・八
		変更前	変更後	A 八・七 九・一	一一〇・八
				B 一一・〇 一四・五	一二四・〇

(道路計画課)

福島県告示第六百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十七年九月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十七年九月十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の別	変更後の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)

一般国道 一一八号	会津若松市大戸町大字 芦牧字壇ノ下九〇三番 一地先から	変更前	八・五〃 四一・〇	六一・〇
	同 市大戸町大字 芦牧字壇ノ下九二二番 地先まで	変更後	八・五〃 四一・〇	六一・〇

(道路計画課)

福島県告示第六百六十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十七年九月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一二二号	会津若松市大戸町大字 芦牧字壇ノ下九〇三番 一地先から	変更前	八・五〃 四一・〇	六一・〇
	同 市大戸町大字 芦牧字壇ノ下九二二番 地先まで	変更後	八・五〃 四一・〇	六一・〇

(道路計画課)

福島県告示第六百六十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十七年九月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日

県道小名浜港線

いわき市小名浜字辰巳町四七番二
地先から
同 市小名浜字辰巳町三八番一
〇地先まで

(道路計画課)

公 告

公告第二百七十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、喜多方市から喜多方都市計画公園の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する図書
 - 二 縦覧場所
- 総括図、計画図及び計画書の写し
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県喜多方建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第七十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八十一条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあっては、その八十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあっては、その八十万を超える

数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) は、平成二十七年九月二日現在において、次のとおりである。

平成二十七年九月十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三三、一三二
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 三〇〇、八二二
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

選挙区		選挙区	選挙区
二本松市	一五、七六七	田村市田村郡	一八、八四二
相馬市相馬郡新地町	一一、九六二	南相馬市相馬郡飯館村	一九、七二五
喜多方市耶麻郡	二一、八二六	伊達市伊達郡	二八、〇一一
須賀川市岩瀬郡	二六、一五九	本宮市安達郡	一〇、六一一
白河市西白河郡	三〇、二二七	南会津郡	八、〇一〇
いわき市	九一、〇〇七	河沼郡	六、四八一
福島市	七八、〇五九	大沼郡	七、七四二
会津若松市	三三、一四八	東白川郡	九、二九〇
郡山市	八八、六六〇	石川郡	一一、六三七
双葉郡	一八、三六四	双葉郡	一八、三六四